

臨床研究利益相反自己申告書の審査の流れ

厚生労働科学研究費補助金等・日本医療研究開発機構研究費 (AMED) に係る申告用

※厚生労働科学研究費補助金等は交付申請までに、日本医療研究開発機構研究費は契約締結までに、利益相反の審査について申し出る必要があります。

研究代表者(及び研究分担者)

- ・学内研究代表者は学内研究分担者分を取りまとめ、研究代表者所属部局へ提出
- ・学外研究代表者の研究分担者分は、研究分担者所属部局へ提出

各部局事務
(申請・契約等の部局担当)

本部事務
(臨床研究利益相反マネジメント委員会担当事務)
研究・社会共創推進部研究推進課

事前確認

臨床研究利益相反マネジメント委員会
事前確認担当委員
(委員会規程第3条1号, 2号委員)

・モニタリング対象は、
委員会審査省略
(本部事務で管理)

利益相反審査が不要

利益相反審査が必要

利益相反審査

臨床研究利益相反
マネジメント委員会

本部事務
(臨床研究利益相反マネジメント委員会担当事務)
研究・社会共創推進部研究推進課

審査結果通知
(意見書, 改善勧告,
モニタリングの実施等)

各部局事務
(申請・契約等の部局担当)

研究代表者(及び研究分担者)